平成30年10月29日 文教委員会資料 学 務 課

第80号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の 公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

## 1 改正理由

「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」の一部改正にあわせて本区条例における補償内容等の改正を行う。

## 2 主な改正内容

- (1)介護補償の限度額を政令に定める介護補償の限度額に準じて改正する。 (第11条関係)
  - ア 常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合 105,130円  $\rightarrow$  105,290円
  - イ 常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合 5.7, 1.10円  $\rightarrow 5.7, 1.90$ 円
  - ウ 随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合 52,570円  $\rightarrow 52,650$ 円
  - エ 随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合 28,560円  $\rightarrow 28,600$ 円

## 3 新旧対象表

別紙「新旧対照表」のとおり

## 4 施行期日

公布の日から施行する

新

品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に 関する条例

> 平成14年3月29日 条例第19号

品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に 関する条例

> 平成14年3月29日 条例第19号

第1条から第10条(現行のとおり)

(介護補償)

第11条 (現行のとおり)

- 2 (現行のとおり)
- (1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)。その月における介護に要する費用として支出された額(その額が10万5,290円を超えるときは、10万5,290円)
- (2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき 事由が生じた月を除く。以下この号および第4号において同じ。)に親族 またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に 要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に 要する費用として支出された額が<u>5万7,190円</u>以下である場合に限る。) 5万7,190円
- (3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)。 その月における介護に要する費用として支出された額(その額が<u>5万2,650円</u>を超えるときは、<u>5万</u>2,650円)

第1条から第10条(略)

(介護補償)

第11条 (略)

2 (略)

- (1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)。その月における介護に要する費用として支出された額(その額が10万5,130円を超えるときは、10万5,130円)
- (2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号および第4号において同じ。)に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>5万7,110円</u>以下である場合に限る。)5万7,110円
- (3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)。 その月における介護に要する費用として支出された額(その額が 5  $\overline{5}$   $\overline{5$

新

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,600円以下であるときに限る。) 2万8,600円

第12条から第29条まで(現行どおり)

付 則(平成30年 月 日条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬 剤師の公務災害補償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第11 条第2項の規定は、平成30年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支 給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由 が生じた介護補償ついては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第11条第2項の規定に基づく介護補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。)として支払われた金額は、これに相当する改正後の条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

ΙE

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,560円以下であるときに限る。) 2万8,560円

第12条から第29条まで (略)